

条 例 名	理 由	要 旨
<p>奈良県の県行政に関する基本的な計画等を議会の議決すべき事件として定める条例の一部を改正する条例</p>	<p>県民の視点に立った県行政の実現を推進するため、計画の段階から議会がより積極的な役割を果たすよう所要の改正をしようとするものである。</p>	<p>1 基本計画等について見直し</p> <p>(1) 「基本計画等」の定義の見直し 「基本計画等」の対象を拡大する。</p> <p>(2) 議決対象となる「基本計画等」の範囲の拡大 議会の議決を経なければならない事項について、「基本構想に関すること」だけでなく、「基本計画等の内容に関すること」にその範囲を拡大する。</p> <p style="text-align: right;">(第2条、第3条関係)</p> <p>2 施行期日 公布の日から施行する。</p> <p style="text-align: right;">(改正附則関係)</p>